

質 疑 応 答 書 1

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	入札説明書 9(4)	内訳書に入力する各単価は税込・税抜のどちらになりますでしょうか。 税抜単価で入札金額を算定する場合、実際の契約は税込単価となり、消費税額を乗じることとなりますので小数点第3位以下に端数が生じた場合は切り捨てる認識で問題ないでしょうか。	入札附属書に記載する単価については、入札説明書9(3)エ(エ)及び(オ)に記載のとおりです。なお、入札書に記載する入札金額は、入札附属書により見積もった履行期間(1年間)の合計金額の110分の100に相当する金額を記載してください。 また、入札書に記載する基本料金単価及び電力量料金単価は、契約書第2条第1項の契約金額となりますので、消費税及び地方消費税を含む金額としてください。
2	入札説明書 9(3)	内訳書の記載に関して、基本料金単価や従量料金単価は小数点以下2位まで表示してよろしいでしょうか。	入札説明書9(3)エ(注)2ただし書きに記載のとおりです。
3	〃	入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理については以下の端数処理を使用してよろしいでしょうか。 ① 基本料金＝契約電力×単価×力率(小数点3位以下切り捨て) ② 電力量料金＝使用電力量×単価(小数点3位以下切り捨て) ③ 燃料費等調整(燃料費調整単価＋市場価格調整単価)＝使用電力量料金×単価(小数点3位以下切り捨て) ④ 再エネ賦課金＝使用電力量×単価(円未満切り捨て) ※③④は入札時の算定に含む場合 ⑤ 月合計＝【①、②および③の料金の合計(円未満切り捨て)】＋④ 税込総額→税抜総額に割り戻す場合 ⑥ 入札金額＝⑤×100/110(円未満切上)	入札説明書9(3)エ(注)2ただし書きに記載しているとおり、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額に1円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額を記入してください。 また、入札附属書(注)6記載のとおり、履行期間の予定総額(下段)は、見積もった履行期間の予定総額(上段)の110分の100に相当する金額(小数点未満の端数切り上げ)としてください。 なお、入札価格の算定に当たっては入札説明書9(11)に記載のとおり、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は入札金額に含みません。
4	〃	入札金額の算定時に力率は100%で計算してよろしいでしょうか。	問題ありません。
5	〃	入札金額の算定時には、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない認識でお間違いないでしょうか。	入札価格の算定に当たっては入札説明書9(11)に記載のとおり、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は入札金額に含みません。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
6	入札説明書 9(4)	入札書と内訳書を同封する際、留め方や箇所、割り印等の指定はございますでしょうか。また、内封筒に〆等を記載とございますが、こちらは認印を押印させていただく形でも問題ありませんでしょうか。	入札説明書に記載するもののほか、指定はありません。また、入札説明書9(4)に記載のとおり、入札書及び入札附属書は同一の封筒に入れてください。
7	入札説明書 9(3)	内訳書について、2ページ以上に及ぶ場合は袋とじをすること、と記載がございます。こちらは入札書は除き、内訳書のみで2ページ以上になった場合に、内訳書のみを袋とじにするという認識で相違ありませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	入札説明書 9(4)	弊社は、郵送にて立ち合いをせずに入札予定のため、再入札の際は辞退を予定しております。その場合、初度入札と同時に再入札辞退届の提出は必要でしょうか。	2回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目の入札書の封筒と合わせて二重封筒で郵送してください。3回目の入札書提出は不要です。
9	該当なし	現在の契約電力会社、契約種別をご教示ください。(適当な単価設計のため必要な情報となりますのでご教示ください) 例 ○○電力 業務用電力、高压電力等	中国電力株式会社です。契約種別は、契約締結後、現行の契約先に確認のうえ、可能な範囲での提供となります。
10	仕様書	本契約において、予備電力のご契約は白鳥ポンプ場、福島ポンプ場、鶴見ポンプ場で全て「予備線」でお間違いないでしょうか。	予備線です。
11	〃	本契約において、自家発補給電力の契約を予定されていますでしょうか。ある場合、内訳書に記載するのは使用月と不使用月のどちらになりますでしょうか。	自家発補給電力の契約はありません。
12	該当なし	基本料金や従量料金を一般送配電事業者の託送供給約款を基に算出しております。入札を行った日時以降に当該地域を管轄する一般送配電事業者の託送供給約款に変更による原価上昇があった場合、弊社の基本料金や従量料金単価などの各単価もそれに伴い変更となります。変更があった場合には単価の変更に関して協議させていただきますでしょうか。	一般送配電事業者が定める託送供給等約款などの契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、応札額あるいは契約内容に影響を及ぼす場合で、入札書の提出までに予見できなかったものについては、影響が及びうる事項につき、協議をすることは可能です

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
13	該当なし	お支払いについては口座振替もしくは銀行振込にてお願いしておりますが、どちらでのお支払いになる見込みかご教示いただけますでしょうか。	広島市指定金融機関から支払います。また、分割請求及び分割振込の必要はありません。
14	〃	【銀行振込を選択される場合はご回答ください】分割請求や分割振込での対応は必要になりますでしょうか。	
15	〃	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか下記ご確認をお願いいたします。 (500kW未満の実量制契約の場合) 直近請求書の契約電力を引き継がせていただきます。 (500kW以上の協議制契約で契約電力を増加予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり書類の提出が必要となるため変更までにお時間をいただきます。 (落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。) (500kW以上の協議制契約で契約電力を減少予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり過去12か月分のデマンド値が必要となり、変更まで時間をいただきます。 管轄エリア電力会社様の承認が得られない場合は直近の請求書の契約電力となります。 (落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。)	契約電力変更の予定はありません。
16	〃	弊社の請求書の発行は、原則、検針日から8～10 営業日迄に発行させていただき、15 営業日迄に原本の到着（請求書の原本郵送が必要な場合に限る）とさせていただきます。ご了承くださいませでしょうか。	問題ありません。

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
17	該当なし	請求書の表記について、 【繰上検針(計量日1日)の場合】 弊社の料金算定の都合上、2026 年 4 月 1 日から 2026 年 4 月 30 日まで使用した電気料金は、2026年 4 月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は2026 年 4 月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。 【分散検針(計量日1日以外)の場合】 弊社の料金算定の都合上、2026 年 4 月 18 日から 2026 年 5 月 17 日まで使用した電気料金は、2026 年 5 月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は2026 年 5 月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。 ※上記日付はあくまでも、一例です。それぞれの検針日により日付は異なります。	問題ありません。
18	入札説明書 9(11)	弊社では契約期間中に燃料費等調整制度を適用することを前提として単価設定を行っております。(入札時の単価には燃料費調整額は含まれておりません) 契約期間中に適用する燃料費等調整制度について入札時にみなし小売電気事業者(旧一般電気事業者)が公表している最新の約款(以下、みなし小売約款)に基づいた算定方法を契約期間中適用する認識でよろしいでしょうか。 また、契約期間中にみなし小売約款が改定されても、契約期間満了までは契約開始時と同じ算定方法を継続いたしますがよろしいでしょうか。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、契約締結後、協議の上、定めることとなります。 なお、燃料費等調整を行う場合は、本市を管轄するみなし小売電気事業者が定める燃料費等調整額に準じて電力量料金を変動させることとなります。
19	〃	燃料費等調整制度が変更された場合は、入札価格と実際の価格に大きく差が生じる可能性があるため協議に応じていただくことは可能でしょうか。	一般送配電事業者が定める託送供給等約款などの契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、応札額あるいは契約内容に影響を及ぼす場合で、入札書の提出までに予見できなかったものについては、影響が及びうる事項につき、協議をすることは可能です。

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
20	該当なし	支払期日について、下記期日でお願いしております。ご了承くださいませでしょうか。 【銀行振込の場合】 検針日から30日以内 (検針日から30日以内が難しい場合は、請求書到着より30日以内) 【口座振替の場合】 繰上検針で当月27日、分散検針で翌月14日(2~15日)と翌月27日(16~31日)にお振替	問題ありません。
21	〃	弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。(Webからダウンロード可能)	問題ありません。
22	〃	弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。 また、可能な場合、契約書にない細目的事項に関しては弊社の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。	契約書の条文の追加・変更はできませんが、契約書に記載がない事項については、必要であれば、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
23	入札説明書11(4)	契約書の締結に関して、『落札決定から5日以内』と記載されておりますが、こちらの期限は押印済み契約書が双方の手元にあり取り交わしを完了させた状態のことか、契約書に記載する締結日の指定かどちらになりますでしょうか。また、土日祝日を含んだ日数でしょうか。 弊社では、内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになる予定のため5日以内に製本や押印を完了し郵送まで完了させることは難しいと考えております。 そのため、上記期日が取り交わし期日となる場合、期日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	入札説明書に記載のとおり、落札決定した日から土日・祝日を含めて5日以内の日付で契約書を取り交わしてください。

質 疑 応 答 書 2

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1		・弊社が落札した場合は、「燃料費等調整額」を請求しない契約となりますが、問題ありませんでしょうか。（基本料金＋電力料金＋再エネ賦課金）	燃料費等調整の実施については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、燃料費等調整を行わないことは可能です。
2		・現在の、自家発補給電力の契約有無について教えてください。 また、契約がある場合には、今回の入札額に含める必要はございますか。	自家発補給電力の契約はありません。
3		・弊社は1供給地点ごとに請求書を1部発行していますが、本件では、供給地点内でさらに分割した請求書発行の対応は生じますか。	分割した請求書発行は生じません。
4		・分割入金の希望はございますか。ある場合は、入金内訳について事前に弊社までお知らせいただくことは可能でしょうか。 （分割入金：自動販売機の運営にかかる電気料金については自動販売機を設置・運営している業者が支払う場合など）	分割入金は実施しません。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

質 疑 応 答 書 3

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1		提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定（例：開札日）等はございますか。	入札説明書9(3)ウ に記載のとおり、入札書の日付は実際の提出日（令和8年1月21日まで）を記入してください。
2		自家発補給電力の契約はありますか。	自家発補給電力の契約はありません。
3		契約期間中に増設工事等により、契約電力が500kW以上の協議制となる予定はございますでしょうか。	契約電力は仕様書に記載のとおりです。
		仮に、契約期間中に協議制となった場合には契約単価の変更協議に応じていただけますでしょうか。	契約電力が500kW以上となる場合、契約書第18条1項に基づく協議後、必要な手続きに応じます。
4		予備電力のご契約はございますでしょうか。ある場合、予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。	予備電力の契約は白島ポンプ場、福島ポンプ場、鶴見ポンプ場で、すべて「予備線」の契約です。
5		弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
		また、弊社では料金算定期間の翌月末日までを支払期日としております。ご了承いただけますでしょうか。	
6		請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますが了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
7		送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。	仕様書に記載のとおり、使用期間は令和8年4月1日0：00からです。検針日については原則毎月1日です。
8		電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等がある場合、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	需要施設内に会計を別とする事業者等はいないため、問題ありません。

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
9		電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。（1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか）複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	需要施設内に会計を別とする事業者等はいないため、複数からの支払いとなることはありません。
10		自動検針装置はついていきますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	自動検針装置は設置しています。
11		仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	条文の追加・変更はできませんが、契約書に記載がない事項については、必ず必要であれば、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
12		入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めなど、指定はありますか。また、郵送提出の際、入札書、内訳書を封入した内封筒と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出する必要はありますでしょうか。	入札説明書に記載するもののほか、指定はありません。また入札説明書9（4）に記載のとおり、入札書及び入札附属書は同一の封筒に入れ、二重封筒で郵送してください。
13		入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。 ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。 ・基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。 ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 ・1年間の総額（税込）より入札金額（税抜）を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。	入札附属書（注）3、4、6及び入札説明書9（3）エ（注）2に記載のとおりです。
14		弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額（電源調達調整単価）を算出することは可能でしょうか。	契約書第10条第3項に記載のとおりであり、独自の算定方法に基づき、燃料費等調整を実施することはできません。

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1 5		弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。	燃料等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、契約締結後、協議の上、定めることとなります。 一般送配電事業者が定める託送供給等約款などの契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、応札額あるいは契約内容に影響を及ぼす場合で、入札書の提出までに予見できなかったものについては、影響が及ぶうる事項につき、協議をすることは可能です。
1 6		燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での応札、契約締結は可能ですか。	契約書第10条第3項に記載のとおりであり、燃料等調整を行わないことは可能です。
1 7		落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	お見込みのとおりです。広島市ホームページで、落札金額を総価のみ随時公表します。落札者以外の者に、個別に開札結果の連絡を行うことはありません。
1 8		入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	電気料金の算定は、契約書第10条第1項に記載のとおり、同条第2項から第4項に従って算定した基本料金及び電力量料金の合計から、割引がある場合はこれを引いた金額を電気料金とし、当該電気料金に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額を電気料金（請求額）としてください。
1 9		落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者を支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。	一般送配電事業者が定める託送供給等約款などの契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、応札額あるいは契約内容に影響を及ぼす場合で、入札書の提出までに予見できなかったものについては、影響が及ぶうる事項につき、協議をすることは可能です。

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
2 0		複数需要場所の合算請求書の発行は対応できかねますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
2 1		計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。	契約書第9条及び第11条に記載のとおりです。なお、本契約の条項について疑義があるとき又は、本契約条項に定めのない事項については、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
2 2		落札者が決まらず2回目以降の入札が行われる場合は辞退させていただきたく考えております。その場合の初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要はありますでしょうか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますでしょうか。	2回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目の入札書の封筒と合わせて二重封筒で郵送してください。様式は特にありません。
2 3		契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	入札説明書に記載のとおり、落札決定した日から土日・祝日を含めて5日以内の日付で契約書を取り交わしてください。
2 4		発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
2 5		市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。	電気料金の算定については契約書第10条に記載のとおりであり、不可となります。

質 疑 応 答 書 4

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	入札説明書10	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
2	入札説明書11その他（3） 契約書（案）第18条	入札説明書11その他（3）に契約手続きにおける交渉の有無は無とありますが、契約締結にあたっては、契約書（案）第18条に記載のとおり、協議可能と考えてよろしいですか。	入札方法等の契約手続きに関しては協議不可ですが、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
3	入札説明書9（4）	郵送で、1回目のみ入札に参加する場合、2回目の入札書に「辞退」と明記した入札書の提出が必要ですか。	2回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目の入札書の封筒と合わせて二重封筒で郵送してください。3回目の入札書提出は不要です。
4	入札附属書	入札金額の積算に伴う端数処理について、以下の認識で相違ありませんか。 ①基本料金、月額（1）欄は力率割引（仕様書記載の標準力率100%）を適用した積算後の金額を記載する。 ②各月の基本料金と電力量料金の小計（1）（2）（3）においては、小数点以下第2位まで保持（小数点以下第3位を四捨五入）する。 認められない場合、入札金額の積算においては、ご指示のとおりに行いますが、仮に弊社が落札した場合には、弊社の規定（上記のとおり）で各月の電気料金を算定することになりますが、ご了承いただけますか。	①基本料金の積算について力率割引を適用するのであれば、それに基づく積算をしてください。 ②入札説明書9（3）エ（注）2ただし書きに記載のとおりです。
5	契約書（案）	契約書に以下の文言を追加させていただきますか。 乙（供給者）は、この契約の締結後、乙が定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲（入札実施機関）へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。 不可の場合、協議いただくことは可能ですか。	条文の追加・変更はできませんが、契約書に記載がない事項については、契約締結後、契約書18条第1項に基づく協議は可能です。なお、契約金額の改定は、契約書第2条第2項の規定に基づく協議によることとなります。

6	入札説明書 9 (11)	燃料費調整額について、「広島市を管轄するみなし小売電気事業者が電気契約要綱及び標準料金表により定める燃料費等調整制度に準じて電力量料金を変動させることができるものとする」とありますが、各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む）による契約は不可との認識で相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	入札説明書 9 (11)	各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む）による契約が可能な場合、本入札では燃料費等調整額を含めない料金で落札者が決定されるため、実際の燃料費等調整額を含めた請求額では必ずしも落札者が最安とならないケースが考えられます。 落札者の決定にあたっては、例えば各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮いただけますでしょうか。	入札価格の算定は入札説明書 9 (11) に記載のとおり、燃料費等調整額を入札金額に含みません。落札者の決定については入札説明書 10 (3) に記載のとおりです。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。